

## 液化炭酸ガス容器用安全弁基準に係る分科会の設置について

### 1. 趣旨

液化炭酸ガス容器には破裂板式安全弁が装着されているが、特に夏季において運送・保管中に安全弁が突然作動するという事態が発生している。

これら容器に対する管理が通常のものであるとすれば、この背景には、液化炭酸ガス容器に充てんされる質量が適切か否か、また安全弁作動圧力が適切か否か等の問題点が挙げられるが、国際規格等を勘案すると、前者の質量に関する我が国の基準はほぼ国際的に整合化されたものとなっているものの、後者の作動圧力については相当程度低い数値の基準となっているのが現状である。

このような現状から、我が国における液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準を検討するため、技術委員会 容器部会の下に液化炭酸ガス容器用安全弁基準検討専門委員会(第 1 回 H16.12.15 ~ 第 5 回 H17.9.8)を設置し、安全弁の作動状況に関するアンケート調査、直射日光による影響を把握するための実験及び海外における安全弁の作動基準等の調査を行い、これらの調査結果及びこの結果を踏まえた提言を報告書(案)としてまとめたところであるが、報告書(案)の承認及びこの報告書の提言を踏まえた基準化が検討課題として残されている状況である。

このため、これらの検討課題を検討するために、移動容器規格委員会のもとに「液化炭酸ガス容器用安全弁基準分科会(仮称)」を設置(常設)することとしたい。

### 2. 技術基準の位置付け

上述したように、夏季の運送時等における作動を防止し、かつ、保安上適切に作動するような安全弁を市場に流通させるためには、附属品検査の規格及び方法としてこれを保安上遵守すべき要求事項と位置付ける必要があるため、基準として新規に制定することとしたい。

### 3. スケジュール

- |            |                |
|------------|----------------|
| ①分科会の設置    | :平成 18 年 11 月頃 |
| ②分科会の開催    | :設置後 2 回程度開催予定 |
| ③委員会における決議 | :平成 19 年 3 月頃  |
| ④基準の制定     | :平成 19 年 4 月頃  |

### 4. 分科会委員予定者(案)

別添委員名簿参照。